

石油コンビナート等災害防止法に基づく警察措置要領の制定について（例規）

〔昭和52年2月1日〕
兵警備例規第1号

石油コンビナート等災害防止法に基づく警察措置要領を下記のように定め、昭和52年2月1日から実施する。

記

1 趣旨

この要領は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）における災害の発生及び拡大の防止のための必要な危険物施設の実態掌握並びに第一種事業所の新設又は施設等の変更（以下「新設等」という。）の届出に伴う警察措置その他必要な事項を定めるものとする。

2 危険物施設の実態掌握

関係警察署長は、次により危険物施設の実態掌握をしておかなければならない。

(1) 対象

対象は、特別防災区域内に所在する次の事業所（以下「対象事業所」という。）とする。

ア 石油コンビナート等災害防止法第2条第4号に規定する第一種事業所及び同条第5号に規定する第二種事業所

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第10条に規定する指定数量以上の危険物を貯蔵若しくは製造し、又は取扱う事業所

ウ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）により許可を受けた製造所、貯蔵所及び販売所並びに同法第24条の2に規定する特定高圧ガスの消費事業所

(2) 方法

関係行政機関からの許可等の通報に基づき、危険物施設実態調査カード（様式第1号以下「調査カード」という。）によって当該施設の実態を速やかに調査し掌握すること。

(3) 一斉調査

対象事業所に対し毎年2月1日から2月末日までの間に一斉調査を実施し、再点検又は再確認を行うこと。

(4) 調査カードの活用及び取扱い

ア 調査カードの活用

調査カードは3部作成し、生活安全部生活環境課及び警備部災害対策課に各1部を送付するとともに、他の1部は警察署において保管し、事故発生時等における資料として活用すること。

イ 調査カードの取扱い

(ア) 調査カードの内容には、対象事業所の企業秘密に属する事項も含まれているので、その取扱いには十分注意すること。

(イ) 調査カードの保管責任は生活安全担当の幹部が当たり、執務時間外にあっては宿直責任者に保管場所を申し送るなど、不測の事故に支障をきたさないよう配慮

しておくこと

ウ 調査カードの整備

調査カードの記載内容に異動が生じたときは、遅滞なく追加訂正する等記載内容の整備に努めること。

3 事業所の新設等の届出に関する警察措置等

(1) 警察庁から意見を求められた場合の措置

警察庁から本県警察の意見を求められた場合には、事業所の新設等の届出に伴う審査事項（別記）に基づいて、次により措置するものとする。

なお、警察庁及び本県警察における事業所の新設等の届出に関する手続きは、別添のとおりである。

ア 警察本部の措置

警備部災害対策課長（以下「災害対策課長」という。）は、警察庁から送付を受けた事業所の新設等の届出書の写しを受理し、関係部課長と協議のうえ、必要な意見を警察庁に上申すること。この場合において、必要があるときは、所轄警察署長の意見を徴すること。

イ 警察署の措置

関係警察署長は、前記アに基づき意見を求められた場合には速やかに所要の調査を行い、その結果を、事業所の新設等に関する意見書（様式第2号）により意見を具申すること。

(2) 石油コンビナートの新設等の場合の事前調査と意見の申入れ

ア 関係部課長は、石油コンビナートの新設及び石油コンビナート地域の大規模な拡張が予想される場合には、事前段階のうちに兵庫県石油コンビナート防災本部から資料を入手することに努め、必要により県市長及び事業者に対し、防災上及び交通上の観点から意見の申入れを行うこと。

また、事業者、事業の内容及び規模、事務所の配置等が具体化しつつある時期においては、努めて関係資料を入手し、住民の避難路、緊急車通行路の確保及び平常時における交通の安全と円滑についての問題が生ずると考えられる場合には、県及び事業者に意見の申入れを行うとともに、事案に応じて警察庁関係課に報告すること。

イ 関係警察署長は、前記アの措置に必要な意見がある場合には、事案に応じて本部関係部課長に報告（通報）すること。

4 特別防災区域に対する事故の未然防止活動等

(1) 連絡の緊密化

特別防災区域における事故防止は、関係行政機関及び当該事業所の施策によるべきことが最も望ましいので、関係警察署長は、平素から関係行政機関及び対象事業所との連絡を緊密にし、実態の掌握、事故発生時における連絡通報の徹底及び警察活動実施上の協力体制の確立に努めること。

(2) 適切な措置要請

関係警察署長は、警察活動の過程において、事故防止上有効と認める措置があるときは、これを当該行政機関、関係団体等の施策に反映させ、所要の活動を行うよう積極的に要請すること。

(3) 適正な指導取締り

関係警察署長は、危険物の取扱いについて、高圧ガス保安法、消防法等の関係法令違反があると認めるときは、軽微な違反についても看過することなく、検挙、警告等の措置を講じ、関係者の遵法意識の高揚を図ること。

(4) 所管区員に対する指導

関係警察署長は、所管区内に対象事業所を有する地域警察官に対し、防災管理者（副防災管理者を含む。）氏名、保安連絡責任者（代理者を含む。）氏名、対象事業所に関係ある危険物の性質及び予想される事故並びに事故発生時における即報要領についての指導を徹底しておくこと。

(5) 警察本部への報告

関係警察署長は、出火、爆発、石油の漏洩、装置の破損等の事故の発生を認知した場合は、速やかに事故の概要（特に人的被害の実態）を掌握し、災害対策課長に報告すること。

5 大規模事故災害初動措置要綱の規程により定める細則の補正

関係警察署長は、兵庫県警察大規模事故災害初動措置要綱（平成29年兵庫県警察本部訓令第12号）第22条の規定により警察署長が定める細則に、関係特別防災区域の実態に応じた重大事故発生時の具体的措置要領を盛り込むとともに、危険物施設の実態に応じて常に同細則を補正し、迅速的確な警察措置がとれるよう配慮すること。

なお、一つの特別防災区域が2以上の警察署の管轄区域に及ぶ場合には、関係機関及び関係警察署間との連絡を密にし、初動措置に間隙が生じないように留意すること。